



町内会の活動に必要な備品の購入（整備）費用を補助します。

※予算の範囲内での交付となるため、年度途中で募集を終了することがあります。

1. 補助内容

(1) 補助金額

補助対象経費の10/10 上限額10万円（※1千円未満切捨て）

(2) 対象経費

高齢者の外出のきっかけづくりとして行う町内会活動で必要となる「5千円以上」の備品の整備（購入）に要する経費を対象とします。ただし、以下の費用は対象外とします。

- ①中古品 ②車両 ③世帯内に設置されるもの（一時的な保管は除く）
- ④備品等の整備に伴う通信費等 ⑤その他市長が不適當と認めるもの

2. 活用例（下記は一例です。ご不明な点は、長寿あんしん課までご相談ください。）

高齢者が外出するためきっかけとなるイベントや交流を行うために必要となる備品の整備（購入）で、以下のようなものが考えられます。

（例）カラオケ機材、ワイヤレスマイク、タブレット端末、パソコン、ゲーム機器モニター、テレビ（AV機器含む）、プロジェクター機材、運動器具、インターネット環境及びWi-Fi環境整備、麻雀卓、農作業機器等 など

3. 事務手続きの流れ

(1) 申請【町内会→市】

- ・次の書類を長寿あんしん課または宗谷支所、沼川支所に提出してください。
- ①交付申請書 ②事業等計画書 ③事業等収支予算書 ④整備（購入）予定の備品の見積書 ⑤整備（購入）予定の備品のカタログ等 ⑥概算払申請書

(2) 交付決定【市→町内会】

(3) 備品の整備（購入）【町内会】

- ・実績報告時に提出できるよう、整備した備品の写真を撮影してください。
- ・納品書や領収書は、町内会名（町内会長名）で発行してもらい、大切に保管下さい。

(4) 実績報告【町内会→市】

- ・次の書類を長寿あんしん課または、宗谷支所、沼川支所に提出してください。
- ①実績報告書 ②補助事業等の成果報告書 ③納品書（写し）
- ④領収書（写し） ⑤整備（購入）した備品の写真

(5) 補助金の交付【市→町内会】

